

令和8年度琉球大学法科大学院  
B日程 法学既修者コース法律試験 問題冊子 1

民法 [全450点中150点]

令和7年11月8日（土曜日）  
9時30分～11時00分（90分）

注意事項

試験開始の合図があるまでに、次の注意をよく読んで、間違いのないように受験してください。

- 1 パソコンのネットワークやBluetooth等の設定を変更してはいけません。
- 2 答案作成時には「メモ帳」のみを使用し、他のソフトを使用してはいけません。
- 3 試験問題は、各科目の開始時に冊子で配布します（併せて構成用紙も配布します。）。問題冊子は、試験開始の合図があるまで開かないでください。試験開始後、問題冊子に印刷不鮮明や汚損等を見つけたときは、直ちに申し出てください。試験終了後、問題冊子と構成用紙は持ち帰ってください。
- 4 解答用紙は、パソコンのデスクトップ上の「解答用紙」というフォルダの中にあります。試験開始前に、監督者の指示に従って、ファイル名に自分の受験番号を追記し、さらにファイル内の氏名欄に自分の受験番号を記載してください。そして試験開始後、ファイル内の所定の箇所から答案を書き始めてください。試験終了後、監督者の指示に従って、答案のファイルをUSBメモリに記録して監督者に提出してください。
- 5 六法は、各科目の開始時に貸与し、各試験の終了後に監督者が回収します。六法への書き込み・線引き等はしないでください。
- 6 試験開始後は、途中退席できません。もし試験時間中にトイレに行きたくなったり体調が悪くなった場合は、手を挙げてください。
- 7 その他は、すべて監督者の指示に従ってください。

## 【問題】(150 点)

### 【第1問】

A は甲土地を所有しているところ、甲土地上には Y 所有の乙建物が存在する。A から甲土地を購入した X が、Y を相手方として乙建物の収去および甲土地の明渡しを求めることができるのは、どのような場合か。法的根拠について説明しつつ論じなさい。

### 【第2問】

以下の [事例] を読んで、[設問1] と [設問2] に答えなさい。

\*なお、各設問はそれぞれ独立のものとし、各設問に記載された事実は他の設問では考慮しないものとする。

#### [事例]

令和2年11月、P は、A銀行から5000万円を借り入れると共に自己の所有する甲土地(更地)に抵当権(1番抵当権)を設定しその旨登記をした。

令和3年11月、P は、甲土地上に自己所有の乙建物を建築した。

令和4年11月、P はB銀行から1億円を借り入れると共に甲土地にのみ抵当権(2番抵当権)を設定しその旨登記した。

#### [設問1]

上記 [事例]において、P が債務の支払を怠ったことから、A銀行は甲土地について競売の申立てを行い、Q が甲土地を落札し所有権を取得した。

Q が P に対し、乙建物の収去および甲土地の明渡しを求めた場合、Q の請求は認められるか。法定地上権の成否を検討しつつ論じなさい。

#### [設問2]

上記 [事例]において、P の A 銀行に対する債務は完済され、B 銀行為一番抵当権者となっていたとする。この場合において、P が債務の支払を怠ったことから B 銀行為甲土地について競売を申し立てた結果、R が甲土地を落札し所有権を取得したとする。

この場合に、R が P に対し、乙建物の収去および甲土地の明渡しを求めた場合、R の請求は認められるか。法定地上権の成否を検討しつつ論じなさい。

## 【出題趣旨】

### 【第1問】について

本問は、土地上に第三者が建物を所有している場合に、土地の所有権が移転したとき、建物所有者がどのような場合に土地利用権を主張できるかを問うものである。債権と物権の区別および対抗力の意義に関する理解を確認することを目的とする。

まず、乙建物の利用関係がいかなるものであっても、契約関係に基づく利用関係は債権関係であり、契約当事者に対してのみ効力を有するのが原則である。したがって、土地譲受人に対しては原則として対抗できない。しかし、法は例外として、建物の利用関係が賃貸借契約である場合には、一定の要件を満たすときに、建物所有者に土地利用権の対抗力を認める。すなわち、

- ① 当該土地について借地権の登記を備えた場合（民法 605 条）、または
  - ② 建物について自己名義で登記を有している場合（借地借家法 10 条 1 項本文参照）
- のいずれかである。したがって、債権の相対効と物権の絶対効の区別を明示したうえで、使用貸借と賃貸借のそれぞれの場合に、どのような場合に対抗力が認められるかを論じられているかが、解答のポイントとなる。

### 【第2問】について

本問は、法定地上権の成立要件に関する理解を確認するものであり、特に最判平成 2 年 1 月 22 日、最判平成 19 年 7 月 6 日の両判例の判断枠組みの違いを中心に検討させるものである。事案の核心は、更地である土地に第 1 順位抵当権が設定された後に、建物が建築され、その後、同土地に第 2 順位抵当権が設定された場合に、法定地上権が成立するか否かである。そして、その判断が競売開始時に第 1 順位抵当権が弁済等により消滅しているか否かによって異なるかが問題となる。

## 【採点基準】

採点基準は上記【出題趣旨】に併せて記載したので、以下では配点のみ示す。

【第1問】	75 点
【第2問】	75 点
(1) 設問 1	(40 点)
(2) 設問 2	(35 点)

令和8年度琉球大学法科大学院  
B日程 法学既修者コース法律試験 問題冊子 2

刑法 [全 450 点中 100 点]

令和7年11月8日（土曜日）  
11時25分～12時25分（60分）

注意事項

試験開始の合図があるまでに、次の注意をよく読んで、間違いないように受験してください。

- 1 パソコンのネットワークやBluetooth等の設定を変更してはいけません。
- 2 答案作成時には「メモ帳」のみを使用し、他のソフトを使用してはいけません。
- 3 試験問題は、各科目の開始時に冊子で配布します（併せて構成用紙も配布します。）。問題冊子は、試験開始の合図があるまで開かないでください。試験開始後、問題冊子に印刷不鮮明や汚損等を見つけたときは、直ちに申し出てください。試験終了後、問題冊子と構成用紙は持ち帰ってください。
- 4 解答用紙は、パソコンのデスクトップ上の「解答用紙」というフォルダの中になります。試験開始前に、監督者の指示に従って、ファイル名に自分の受験番号を追記し、さらにファイル内の氏名欄に自分の受験番号を記載してください。そして試験開始後、ファイル内の所定の箇所から答案を書き始めてください。試験終了後、監督者の指示に従って、答案のファイルをUSBメモリに記録して監督者に提出してください。
- 5 六法は、各科目の開始時に貸与し、各試験の終了後に監督者が回収します。六法への書込み・線引き等はしないでください。
- 6 試験開始後は、途中退席できません。もし試験時間中にトイレに行きたくなったり体調が悪くなった場合は、手を挙げてください。
- 7 その他は、すべて監督者の指示に従ってください。

## 【問題】(100 点)

以下の【事例】を読んで、【設問】に答えなさい。

### 【事例】

暴力団 A 組に所属する X は、自宅にいる際に、対立する暴力団 B 組に属する Y から襲撃を受けた。幸い、X は Y を擊退することができた。しかし、A 組と B 組との対立は長くに及び、しかも、X は A 組の幹部であったことから、再び Y が自宅を襲撃することを予期した。そこで、X は再度の襲撃に備えて、自宅に鉄パイプや刃物などを用意した。案の定、Y が木刀を持って襲撃してきたことから、準備していた鉄パイプを Y の頭部を狙って振り下ろした。すると、Y はその場でうずくまり、しばらくすると動かなくなってしまった。X はそのまま Y を放置したが、翌日には Y は死亡していた。

### 【設問】

X の罪責について、正当防衛の趣旨に言及しつつ、論じなさい。

### 【出題趣旨】

本問は刑法 36 条「急迫不正の侵害」の解釈につき、最決昭和 52 年 7 月 21 日などを参考にしながら、積極的加害の意思を論じていただきたい。その際には、正当防衛の趣旨からその解釈を示すこと、さらには刑法の体系を意識し構成要件から順次検討することが求められる。

### 【採点基準】

- |                  |        |
|------------------|--------|
| 1 構成要件該当性        | 20 点   |
| 2 正当防衛の検討        | 70 点   |
| (1) 正当防衛の趣旨の検討   | (20 点) |
| (2) 「急迫不正の侵害」の解釈 | (30 点) |
| (3) あてはめ         | (20 点) |
| 3 その他            | 10 点   |

令和8年度琉球大学法科大学院  
B日程 法学既修者コース法律試験 問題冊子 3

憲法 [全 450 点中 100 点]

令和7年11月8日（土曜日）  
13時20分～14時20分（60分）

注意事項

試験開始の合図があるまでに、次の注意をよく読んで、間違いのないように受験してください。

- 1 パソコンのネットワークやBluetooth等の設定を変更してはいけません。
- 2 答案作成時には「メモ帳」のみを使用し、他のソフトを使用してはいけません。
- 3 試験問題は、各科目の開始時に冊子で配布します（併せて構成用紙も配布します。）。問題冊子は、試験開始の合図があるまで開かないでください。試験開始後、問題冊子に印刷不鮮明や汚損等を見つけたときは、直ちに申し出てください。試験終了後、問題冊子と構成用紙は持ち帰ってください。
- 4 解答用紙は、パソコンのデスクトップ上の「解答用紙」というフォルダの中にあります。試験開始前に、監督者の指示に従って、ファイル名に自分の受験番号を追記し、さらにファイル内の氏名欄に自分の受験番号を記載してください。そして試験開始後、ファイル内の所定の箇所から答案を書き始めてください。試験終了後、監督者の指示に従って、答案のファイルをUSBメモリに記録して監督者に提出してください。
- 5 六法は、各科目の開始時に貸与し、各試験の終了後に監督者が回収します。六法への書き込み・線引き等はしないでください。
- 6 試験開始後は、途中退席できません。もし試験時間中にトイレに行きたくなったり体調が悪くなった場合は、手を挙げてください。
- 7 その他は、すべて監督者の指示に従ってください。

## 【問題】(100 点)

次の【事例】につき、後掲の【資料】を参照しつつ、【設問】に答えなさい。

### 【事例】

X は、19XX 年に生まれた日本人女性である。X の父親は、かつて A 国で勤務していたことがあり、そのため X も小学校の約 3 年間を A 国で過ごした。A 国では国民の大多数がイスラム教徒であったことから、X も自然とイスラム教に親しみを持つようになった。その後、X は日本に帰国して B 大学に進学した。B 大学に在学中、X は留学生支援のサークルに所属し、その活動を通じて A 国からの留学生 C と知り合い、20XX 年に結婚した。C は熱心なイスラム教徒であり、その影響を受けて X 自身もイスラム教を信仰するようになった。そして、結婚を機にスカーフを日常的に身に着けるようになった。X が着用するスカーフは、その日の服装に合わせた色鮮やかなものであった。B 大学には留学生を中心に女性のイスラム教徒も少なくなかったため、学内で X のスカーフが特に目立つことはなかった。さらに、B 大学の所在する Y 県には比較的多くの外国人のイスラム教徒が居住しており、地域の住民もスカーフを特別視することはほとんどなかった。ただし、日本人女性がスカーフを着用していること自体を珍しがる人もいたようである。

X は将来、Y 県の公立中学校で英語教員として働くことを志望していた。そのため、同県内の公立中学校で教育実習を行った。この時すでに X は日常的にスカーフを着用していたが、生徒やその保護者との関係において特段の問題は生じなかった。

Y 県では、公立小中学校の教員採用は県教育委員会が実施している。採用候補者の選抜は、第 1 次試験として筆記試験、第 2 次試験として集団面接および実技試験が行われる。X はこれらの試験をいずれも通過し、Y 県公立学校教員採用候補者名簿に登載された。

名簿に登載された者は、その後、各学校や市町村教育委員会での面談を経て採用が決定される仕組みとなっている。X は面談の際、採用後に宗教的布教と受け取られるような行為をする意図はないが、授業中を含め常にスカーフを着用したいとの希望を伝えた。しかし、この点が政教分離原則に抵触するおそれがあるとして、いずれの学校からも採用されなかつた。県教育委員会は、学校に特定の宗教を持ち込むことはできないと説得したが、X はこれに応じなかつた。その結果、県教育委員会は「教員としての適性を欠くことが明らかになつた」と判断し、X を採用候補者名簿から削除した(以下「本件削除」という)。これにより、X は公立学校の教員として採用される機会を失つた。

これに対して X は、Y 県教育委員会を相手に本件削除の取消しを求めて出訴した。

### 【設問】

1. X の訴訟代理人は、訴訟において、どのような憲法上の主張を行うか、答えなさい。
2. 設問 1 における X 側の主張に対する Y 側の反論を簡潔に答えなさい。

## 【資料1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）】

(任命権者)

第37条 市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員（以下「県費負担教職員」という。）の任命権は、都道府県委員会に属する。

2 (略)

(抗告訴訟等の取扱い)

第56条 教育委員会は、教育委員会若しくはその権限に属する事務の委任を受けた行政庁の処分（行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第2項に規定する処分をいう。以下この条において同じ。）若しくは裁決（同条第3項に規定する裁決をいう。以下この条において同じ。）又は教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の処分若しくは裁決に係る同法第11条第1項（同法第38条第1項（同法第43条第2項において準用する場合を含む。）又は同法第43条第1項において準用する場合を含む。）の規定による地方公共団体を被告とする訴訟について、当該地方公共団体を代表する。

## 【資料2 平成XX年度Y県公立学校教員採用候補者選考実施要領（抜粋）】

5 選考日および選考内容

(1) 一般選考

ア 第1次選考

(略)

イ 第2次選考

第1次選考合格者および第1次選考免除者に対して実施します。

6 選考結果の発表

(1) 選考の合否

第1次選考および第2次選考の成績並びにその他の提出書類を総合して判定します。

(2) 選考結果の掲示および通知

第1次選考および第2次選考の選考結果は、それぞれ以下のとおり通知します。なお、選考試験を欠席した場合は、合否の判定対象となりませんので、結果の通知を行いません。また、以下の方法以外の選考結果に関するお問い合わせには応じられません。

(略)

7 採用候補者名簿への登載および採用の手順

(1) 採用候補者名簿登載の基準に達したと判断された者を合格者とし、「公立学校教員採用候補者」として名簿に登載します。

(2) 公立学校教員採用候補者名簿に登載された者について、学校または市町村教育委員会での面談等、所定の手続を経て採用を決定します。

(3) 下記の事項に該当する場合は、採用候補者名簿から削除します（採用の対象ではなくなります）。

- ア 公立学校教員として、正規採用となった者
- イ 正当な理由がなく、紹介先を辞退した場合
- ウ 正当な理由がなく、照会に応答しない場合
- エ 選考を受ける資格を欠いていることが明らかとなった場合
- オ 受験教科の教諭免許状を取得できなかつた場合
- カ 心身の故障その他により、教員としての適性を欠くことが明らかとなった場合

### 【出題趣旨】

本問は、憲法 20 条の信教の自由と政教分離原則の関係を、公立学校教員の採用という具体的な事例を通じて問うものである。すなわち、イスラム教徒である X がスカーフを着用したまま授業を行いたいと希望したところ、教育委員会がこれを政教分離原則に反するとして採用候補者名簿から削除したという事案を素材に、公立学校における宗教的中立性の確保と、個人としての信教の自由との調整を検討することが求められている。

### 【採点基準】

#### ●設問 1 (X の主張) 60 点

- ・保障される権利 (15 点) : スカーフ着用の位置づけ
- ・権利制約 (10 点)
- ・正当化審査 (35 点)

制約目的の正当性 : ①宗教的中立性、②生徒の消極的信教の自由

規制手段の必要性や合理性 : 教育実習の場でトラブルは生じていない

#### ●設問 2 (Y の反論) 40 点

- ・権利制約について (15 点) : 名簿からの削除は信仰を直接制約しない etc.
- ・正当化審査 (25 点)

規制目的の正当性 : 公教育の場こそ政教分離や公教育の宗教的中立性が  
求められる

規制手段の必要性や合理性 : 教員採用に関する広い裁量

令和8年度琉球大学法科大学院  
B日程 法学既修者コース法律試験 問題冊子 4

商法 [全450点中50点]

令和7年11月8日（土曜日）  
14時40分～15時10分（30分）

注意事項

試験開始の合図があるまでに、次の注意をよく読んで、間違いのないように受験してください。

- 1 パソコンのネットワークやBluetooth等の設定を変更してはいけません。
- 2 答案作成時には「メモ帳」のみを使用し、他のソフトを使用してはいけません。
- 3 試験問題は、各科目の開始時に冊子で配布します（併せて構成用紙も配布します。）。問題冊子は、試験開始の合図があるまで開かないでください。試験開始後、問題冊子に印刷不鮮明や汚損等を見つけたときは、直ちに申し出てください。試験終了後、問題冊子と構成用紙は持ち帰ってください。
- 4 解答用紙は、パソコンのデスクトップ上の「解答用紙」というフォルダの中にあります。試験開始前に、監督者の指示に従って、ファイル名に自分の受験番号を追記し、さらにファイル内の氏名欄に自分の受験番号を記載してください。そして試験開始後、ファイル内の所定の箇所から答案を書き始めてください。試験終了後、監督者の指示に従って、答案のファイルをUSBメモリに記録して監督者に提出してください。
- 5 六法は、各科目の開始時に貸与し、各試験の終了後に監督者が回収します。六法への書き込み・線引き等はしないでください。
- 6 試験開始後は、途中退席できません。もし試験時間中にトイレに行きたくなったり体調が悪くなった場合は、手を挙げてください。
- 7 その他は、すべて監督者の指示に従ってください。

## 【問題】(50 点)

Y は発起人として、定款によってすべての株式を譲渡制限とする A 株式会社（以下「A 社」という。）の設立を企画した。Y は、A 社が設立後に取引相手等に対して信用を得られるように資本金ができるだけ多くしたいと考えたが、自己で出資できる資金はほとんどなかった。そこで、Y は親族である B から 1000 万円の借り入れを行い、その全額を払込取扱銀行である C 銀行 D 支店の払込金口座に払い込んだ（以下「本件払込み」という。）。

Y は A 社の設立時代表取締役となつたが、A 社の設立登記がなされた 1 ヶ月後に C 銀行 D 支店の払込金口座より 1000 万円全額を引き出し、ただちに B に弁済した。

本件払込みについて以下の小問について説明しなさい。

小問 (1) 本件払込みの有効性

小問 (2) 本件払込みにおける Y の A 社に対する義務

## 【出題趣旨】

本問は、仮装払込、とりわけ見せ金についての正確な理解と、仮装払込とされた場合における発起人の義務につき、的確に条文を適用できるかについて問う基本的な問題である。すなわち、最判昭和 38 年 12 月 6 日民集 17 卷 12 号 1633 頁の見解を丁寧に説明したのちに、本件払込が見せ金にあたることを示す必要があり、その結果、会社法 52 条の 2 第 1 項 1 号により Y は払込を仮装した出資に関わる金銭の全額の支払いを A 社に対して行う義務があることを指摘することになる。

## 【採点基準】

[小問 1]

- |                       |      |
|-----------------------|------|
| ①本件払込が見せ金にあたるかについての説明 | 25 点 |
| ②本件払込は有効かどうかの説明       | 10 点 |

[小問 2]

- |                                    |      |
|------------------------------------|------|
| ③会社法 52 条の 2 第 1 項 1 号を正しく適用できているか | 15 点 |
|------------------------------------|------|

令和8年度琉球大学法科大学院  
B日程 法学既修者コース法律試験 問題冊子 5

**民事訴訟法 [全450点中50点]**

令和7年11月8日（土曜日）  
15時20分～15時50分（30分）

**注意事項**

試験開始の合図があるまでに、次の注意をよく読んで、間違いのないように受験してください。

- 1 パソコンのネットワークやBluetooth等の設定を変更してはいけません。
- 2 答案作成時には「メモ帳」のみを使用し、他のソフトを使用してはいけません。
- 3 試験問題は、各科目の開始時に冊子で配布します（併せて構成用紙も配布します。）。問題冊子は、試験開始の合図があるまで開かないでください。試験開始後、問題冊子に印刷不鮮明や汚損等を見つけたときは、直ちに申し出てください。試験終了後、問題冊子と構成用紙は持ち帰ってください。
- 4 解答用紙は、パソコンのデスクトップ上の「解答用紙」というフォルダの中にあります。試験開始前に、監督者の指示に従って、ファイル名に自分の受験番号を追記し、さらにファイル内の氏名欄に自分の受験番号を記載してください。そして試験開始後、ファイル内の所定の箇所から答案を書き始めてください。試験終了後、監督者の指示に従って、答案のファイルをUSBメモリに記録して監督者に提出してください。
- 5 六法は、各科目の開始時に貸与し、各試験の終了後に監督者が回収します。六法への書き込み・線引き等はしないでください。
- 6 試験開始後は、途中退席できません。もし試験時間中にトイレに行きたくなったり体調が悪くなった場合は、手を挙げてください。
- 7 その他は、すべて監督者の指示に従ってください。

## 【問題】(50点)

次の文章を読んで、〔設問1〕と〔設問2〕に答えなさい。

Xは、Yを被告として債務不存在確認を求める訴えを提起したところ、Yはこれと同一の債務の履行を求める反訴を提起した。

### 〔設問1〕

先に提起されたXの債務不存在確認の訴えと後発の債務の履行を求めるYの給付を求める訴えの訴訟物の異同を明らかにした上で、Yの反訴が重複訴訟禁止原則に抵触するかについて説明しなさい。

### 〔設問2〕

Yの反訴が提起されたことによって、先に提起されたXの債務不存在確認の訴えが不適法として却下される理由について、訴えの利益の観点から説明しなさい。

## 【出題趣旨】

1 設問1では、まず、訴訟物の異同の検討が求められている。訴訟物の意義については、広狭多義的な理解がされているものの、Xが提起した確認の訴えは、権利の不存在を主張するものであり、Yが提起した反訴は、権利の存在を主張してその履行を求めるものであって、実体法上同一の権利の存否についての審判を求めるものとして、訴訟物は同一である。そうすると、Yの後訴は、重複訴訟禁止原則（民訴142条）に抵触するかを検討しなければならない。同条は、すでに係属する訴えと同一の訴えが提起されると、既判力の矛盾衝突のおそれや審理の重複による不経済等が生じるおそれがあるとして、後発訴訟を禁止する趣旨である、しかし、これは同一の訴えを別訴を提起した場合に妥当することであって、Yが提起したのは反訴（民訴146条）であり、Xの訴えとは同一の訴訟手続で併合審理され、1つの判決で判断される。したがって、さきに述べた民訴法142条の趣旨は現実化しない。以上から、Yが提起した反訴は、重複訴訟禁止原則（民訴142条）には抵触しない。

2 そうだとしても、同一の訴訟物を対象とする2つの訴訟を並行させる意味はない。そこで、設問2の問題文には、結論として先行して提起された債務不存在確認の訴えが訴えの利益（確認の利益）が欠如することにより不適法となることを明示しており、その理由の説明を求めている。確認判決は、訴訟物の存在ないし不存在という裁判所の判断に与え

られる既判力のみによって紛争を解決する。そのため、無益な訴えを排除して判決による紛争解決の実効性を問う道具概念としての確認の利益は厳格に判断される。これに対し、給付訴訟においては、請求棄却判決の場合は、給付請求権の不存在が既判によって確定されるところ、これは債務不存在確認の訴えに対する請求認容判決の既判力と同一である。請求認容の給付判決の場合は、給付請求権の存在が既判力によって確定され、これは債務不存在確認の訴えに対する請求棄却判決の既判力と同一である。のみならず、後者においては執行力が生じる。したがって、確認判決の既判力は給付判決のそれに完全に包摂され、認容判決の場合であれば、これに執行力が付与される点で、紛争解決の実効性が確認判決よりも高い。また、X の攻撃防御上の利益は、Y の反訴の審理の中でも実現される関係にある。以上から、X が提起した債務不存在確認の訴えが確認の利益がないことを理由に不適法とされる。

3 これらのことと簡潔に論じることが期待される。

### 【採点基準】

#### [設問 1]

- |                                |      |
|--------------------------------|------|
| 1 訴訟物が同一であることを理解しているか          | 10 点 |
| 2 重複訴訟禁止原則の問題ではないことを正しく理解しているか | 10 点 |

#### [設問 2]

- |                                     |      |
|-------------------------------------|------|
| 3 確認判決の既判力は給付判決の既判力に包摂されることを理解しているか | 15 点 |
| 4 給付判決によるのが紛争解決の実効性が高いことを指摘しているか    | 15 点 |